

平成 25 年 3 月 21 日 (木曜日)

(会議第 6 日目)

応招議員

1番	小 松 孝 年	2番	下 村 勝 幸	3番	西 村 將 伸
4番	坂 本 あ や	5番	亀 沢 徳 明	6番	宮 地 葉 子
7番	矢 野 昭 三	8番	山 崎 正 男	9番	藤 本 岩 義
10番	明 神 照 男	11番	森 治 史	12番	宮 川 德 光
13番	池 内 弘 道	14番	濱 村 博	15番	小 永 正 裕
16番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総 務 課 長	松 田 博 和	情 報 防 災 課 長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	米 津 芳 喜	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健 康 福 祉 課 長	宮 川 茂 俊	農 業 振 興 課 長	松 田 二
まちづくり課長	武 政 登	産 業 推 進 室 長	森 下 昌 三
地 域 住 民 課 長	大 塚 一 福	海 洋 森 林 課 長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 委 員 長	山 下 一 夫	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	金 子 富 太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議事日程第6号

平成25年3月21日 9時00分 開議

日程第1 議案第59号から議案第82号まで及び議案第84号から議案第111号

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議員提出議案第26号から議員提出議案第28号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第3 黒潮町議会震災対策特別委員会委員長の報告について

日程第4 農業委員会委員の推薦について

日程第5 農業委員会委員の推薦について

日程第6 農業委員会委員の推薦について

日程第7 議員の派遣に関する件について

日程第8 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追 加 議 事 日 程 第 1 号

平成 25 年 3 月 21 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議長辞職

追 加 議 事 日 程 第 2 号

平成 25 年 3 月 21 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 議長の選挙

追 加 議 事 日 程 第 3 号

平成 25 年 3 月 21 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 副議長辞職

追 加 議 事 日 程 第 4 号

平成 25 年 3 月 21 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 副議長の選挙

●議員から提出された議案

- 議案第 26 号 米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書について
議案第 27 号 子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書について
議案第 28 号 燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書（案）について

議事の経過

平成 25 年 3 月 21 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第 1、議案第 59 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 82 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてまで、および議案第 84 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 5 号）についてから、議案第 111 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託された 15 議案につきまして報告致します。

これにつきましては、3 月 12 日、13 日の 2 日間、なぜかしら私だけは離島の方で、社会福祉協議会の方の 2 階でやらしていただきました。前回のように大広間でなったことだけは助かりました。そして 3 日目になりますが、14 日の日には委員会だけですけど、地区内の視察に回らしていただきました。太陽光の三浦小学校とか、太陽光の予定地。それと、タワーを建てる位置の関係とか避難道とかを、委員会で 9 時半から 1 時半過ぎまで視察をさせていただきました。

審議の方につきましては、植田副町長とか所管の課長、係長等を交えまして慎重なる審議を重ねてきました。それにつきまして、今から報告をさせていただきます。

まず、議案第 59 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが。

これは、これまでの管理職の手当の算出方法を率から定額制度に改正するもので、給料の月額の 100 分の 10 を超えない範囲へ町が基本的に 8 パーセントで計算をしてるというような話でございました。

総務課長とか佐賀の支所長については 4 万、他の課長は 3 万 4,000 円、再任が 2 万 6,000 円とかいうような数字が出ましたけど、委員会の方では、総務課長と支所長にかんしては四万十町並みの支給にすべきではないかという意見が出ました。それにつきまして執行部からは、四万十町は近隣市町村の中では高い給料支給で、また大月町が 2 万代で、一番低いようでございます。黒潮町の場合は、全体の中間ぐらいになりますということでの報告がありました。で、法的には何ら問題のないということも受けております。

それから再任については、住民の考え方からすれば、退職金をもらってからまた勤めるのかという声があるが、現在、町を挙げて雇用の促進をしているのであれば、再任ではなく新規雇用をすべきではないかという意見も出ました。それにつきましては、今回は一般職 8 人の退職の中、5 名の退職になりますと。新人では雇用してから 2、3 年の使える、使えるという言葉はどうか分かりませんけど、2、3 年かかりますと。一応業務がこなせるようになるには。それから考えたら、まあ、再任によって人材の確保も必要となりますと。ただ、給料の方は 3 分の 2 というような報告を受けております。

まあ、管理職としての再任ではなく、管理職員を育てていかなければならぬのではないかという意見も出

ましたけど、まあ、これにつきましても可決するものと決しました。

第 60 号になりますが、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですが。

これは新旧対照表の方を見てもらうのがいいと思いますんですが、60 号ですから新旧対照表、一番最後に付いております 2 ページになりますけど。

これにつきましては、今まで、この古い方では 80 キロ未満のときには 1,000 円とかいうような手当が出た分、支給をなくす、削除ということで出ておりまして。これにつきましても、高知へ行くに今まで高速を一定、使用はなくで行ってたもんで、それに代わりましてこれからは高速を使用して高知まで出張ができる代わりに、そういう手当を外したということでございます。

それにつきましては、片道 150 キロ以上の距離については残しておいてもよいのではないかというような意見がありました。まあ、それに対しては近隣市町もしております、その代わり、さっき言ったように高速使用を認めたということありますので、ということで報告を受けております。

片道 150 キロの運転についても、まあ業務のうちという考え方をとらえて、今回の改正に望んだという意見がありました。

これにつきましては可決するものと決しました。

61 号の方になります。これも黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。これは、資料の方でいきましたら 4 ページになります。

これは上位法の改正に伴い、町条例の中の名称を改正するものということの報告を受けております。これについては、意見も何もありませんでした。

可決するものと決しました。

議案第 62 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。これは 6 ページにある附則の方の 6 ページの方を開けていただきます。

今までなかったものが入ってきております。皆さんも委員会の説明は聞いておると思いますけど。

交通安全指導員の年額 11 万円を、1 万円加算して年額 12 万の支給にするという報告と、それから、今までなかった鳥獣被害対策実施隊というものをつくりましたので、それに対する隊長、副隊長、隊員の日額をここに記載したことでの改正がありました。

この日当の 5,700 円につきましては、町の新規採用の月額給料を 20 日で割った額が妥当として計上しているという説明を受けております。

これにつきましても、委員会では可決するものと決しました。

続きまして、議案第 63 号、黒潮町財政支援事業基金条例の一部を改正する条例について報告致します。資料の方の 7 ページになります。

これにつきましては、県の交付金を基金に積み立てをしておいて起債償還に対応することで、新しく防災対策事業とあったかふれあいセンター事業をこの中に追加するものであります。

これにつきましても可決するものと決しました。

議案第 64 号、黒潮町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてですが。これは、ページは 13 から 14 に載っておると思いますが、ちょっと僕がページ間違ったろうか。ここに載っておりますが、14 ページに載っておりますが。

これにつきましても、国の法律の方が平成 24 年 5 月 12 日交付で、1 年以内に各自治体が条例の制定の通達に基づいて条例を制定するものということの報告でしたので、これも可決するものと決しました。

議案第 65 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてですが。

これにつきましても上位法の改正に伴う改正ということで、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第 84 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算、補正第 5 号についてです。

これにつきましては、まあ皆さん、あれでいろいろお聞きになっちょうと思いますけど。

ページ、9 ページの方の債務負担行為の補正ですが、これにつきましてはこの全額を次の繰越明許費の方へ繰り込みまして、黒潮町消防建設事業費の方にすべて送って3億8,600万円の繰り越しとしております。これは25年度の事業ということで。

消防費の方で、南海地震対策事業の繰越明許費の11億9,468万につきましては、避難路、避難タワー、それから防災事業等のための繰越明許費というように報告を受けております。

歳入の方の 15 ページになります。

これで町税の方ですが、こここの増額、補正でちょっと大きくなっています分につきましては、固定資産税の評価替えのあった年だったもので若干低く算定しておったところ、予定よりも上がったということでの補正というように聞いております。

それと、第3項の軽自動車税が増えてきてることにつきましては、これにつきましては、やっぱり近年の高齢者による大型の車から小型への乗り換えと、経済の低迷から普通車から軽四への乗り換えによる台数が増えたことによる増税というように聞いております。

それと、25 ページを開けてください。

1 項町債、1 目総務債ですが。ここで、総務債の中で庁舎及び周辺用地整備事業についての9,520万の減額につきましては、用地買収等の価格の平準化の作業が必要になったために減額をしておるものです。

新庁舎は平成 28 年の完成予定で、完成図はまだできていないという報告を受けております。

歳出の方に移ります。

歳出の方の 28 から 29 ページにあります需用費の方ですが、集会所の移転事業とかその他のものにつきましても、これも主、県民の補助対象にならなかったためにこういうような減額になっておりますが、熊野浦の方は過疎債で、浮津は用地がまとまったので都市防災で、出口の方は、建設確認からは道路の進入が必要なので 25 年までにまず進入路の方を造ってからということに。田野浦の集会所については、25 年度の予算に計上をしておるというように報告を受けております。

33 ページの方を開けてください。

14 項の庁舎移転建設の所でも、17 節の公有財産購入費の用地とかいうもののあれにつきましては、1 億円につきましては、新庁舎の公営住宅とか防災センターを計画したが、事業は認可は取れていますが、さっき言ったように用地の買収にまで至ってなかつたための削減しております。

61 ページをお願い致します。消防費の方に入ります。

ここに、61 ページの方の 22 節補償補填及び賠償金というとこがございます。これの 2,000 万円の減額になつておりますが、これも避難とか避難広場を 290 カ所をやる予定でありますが、24 年度に 67 カ所を済ましておるようあります。すべて 28 年度までに完成をしたいということで取り組んでおるという報告を受けております。

道は 2 メートー前後で、土地は原則寄付ということですが、面積が、まあ場所によっては多くの面積を提供する地権者に対しては、一定限の補償も要るというような形でのあれを組んでおるようですが。これは事業の方のあれでこの組み替えをしたものであって、ほかの方での組み換えで予算を減額しております。

それにつきまして、個人の土地は寄付、買い上げでも、町への所有権の手続きをきちんとしておかなければいけないと。まあ、多々あるようでございます。土地は町の所有地やけど、そのまま名義が個人だったという

ようなことがありますので。まあ、そういうことについては計画を持ってきちっと、トラブルの発生しないように、なんば頂いたものであってもすべきではないかという意見が出ておりました。まあ役場の方としては、土地については減免をしますので図面上で記載しております。まあ、ほとんどが山間の山とかの畠の方が多いのでまだ地籍調査が済んでないところがありますので、その時点で町名義にきちっと整理をするという報告を受けております。

ページ、72ページ。

ここでは補正で多少は元金が来ておりますけど、起債の公債費につきましては、当年度繰上償還をしてることで起債の発行には至らなかつたということで、起債は増えてないというように報告を受けております。

24年度のこの補正につきましても精算による見込みの補正ですので、全会一致で可決するものと決しました。

次は、議案第86号、平成24年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてですが。

これにつきましても精算見込みによる補正ということでしたので、全会一致で可決するものと決しました。

次が、議案第92号、平成25年度黒潮町一般会計予算について説明を致します。

14ページになります。歳入の方になりますが。

1款町税の1項町民税。

この町民税の個人、法人につきましては減額、前年度と比較致しましても減の予算を組んでおります。

これにつきましては、まあ個人、法人問わず、景気低迷による収入減による、いわゆる税の収入が落ち込むということでこういうような算定をしておるという説明を聞いております。

この中で、次の15ページになりますけど、4のたばこ税という所がございます。これ、詳しくは前年度よりも725万9,000円の増になっております。これは、25年4月1日より県収入分であったものの一部を市町村へ配布になったことによる増額であります。

これは、今までよりも増えたということは、以前は1,000本で4,618円来てたものが、町の方に5,262円の配布になると。ただ県の方が、旧は1,054円入ってたものが、新では860円。その減った分だけが市町村の方へ配分になるということでの増額ということで報告を受けております。

25ページの方の国庫補助金ですが。

その中の1目総務費国庫補助金。これにつきましては、報告では地域の元気臨時交付金。基本はハード事業になると。建設事業債で事業を行うというような報告を受けております。基金としても積み立て、学校とか防災、まちづくり、港などのハードに7,290万円を予定しておるようです。そのような報告を受けております。

続きまして、47ページの方をお聞け願います。

その中の8節報償費の中ですが、金額は多少小さく出ておりますけど、下の方から60万の顧問弁護料ということが載っております。これにつきましては、宿毛市内の介護事務所を訴訟してた関係で、四万十、大月、愛南町、黒潮のそれぞれ訴えておりますが、連合でやってるんじゃなくて、それが訴えた形になっておることでのここに挙げております。それと、もう1件。2件の顧問弁護料と聞いております。

ああ、これごめん。債権差押えの方でした。ごめんなさい。同じ60万円。上の債権差押等弁護士報償という所で出ております分と、それから下の顧問弁護料という所は、それに対する費用であります。

小さいですけど12節になります、同じページの。これにつきまして電話料のことのとこになりましたときに、委員の方から光ケーブルになったがIP電話の移行はどうなっているのか。庁舎、出先にIPにすれば電話料金が下がると思うが、していないかという意見がありまして。それに対しては、IPについては本庁と佐賀支所のみで、出先まではまだ移行はできていないということでの報告受けております。

今回組んだのは、51ページお願い致します。

の中で、15 節工事請負費ですが。この中、集会所の移転とか老人憩いの家とか載っております。これにつきましては 1,500 万円組んでますが。集会所移転工事、熊野浦集会所、現在の水道施設の下に持ってきますが。ここにつきましては、地域への負担をなるだけ小さくするために過疎債の使用で執り行うというように聞いております。老人憩いの家の佐賀の老人憩いの家ですが、これは取り壊し、その中に EM 菌の施設があるようですが、これはまだ場所は未定ですが、他の場所に移転をするということになっております。

18 節備品購入費になりますが。これにつきましても公用車ということで、プラグインハイブリッド車を 1 台購入と、あと軽四の、2 台購入というように受けております。

あとは皆さんも多く聞いていただいたと思いますので、55 ページ。

小さいもので 21 節貸付金というのがあります。397 万。地域再生資金貸付金という制度であります。これにつきましては、地区で活動する団体へ、国、県からの補助金が出るまでの運営費として貸し付けるものであり、補助が入ると必ず町の方に返ってくるシステムであります。補助の先には、佐賀地域交通活性化、また土佐鰐とかナブラの会とか若手の会とかに補助の対象としております。そして、緊急用に 200 万円として組んでおるということです。

意見としては、この中には政治的活動がされるような団体があれば、貸し付けについては慎重に検討すべきではないかという意見がありました。

59 ページをお願い致します。

59 ページの方で大きく出てくるのが、役務費で 2,679 万 3,000 円というもののうち保守料として 2,500 万が組まれておりますが、これは庁舎のコンピューターシステムの保守料。ソフト会社に支払い、まあ今後、住基ネット等の見直しになるとまた若干上がってくるかもしれませんけど、そういうような報告を受けております。

それと次のページ、60 ページになりますが。

節の方、14 節使用料及び賃借料です。この代にソフトの方に 2,973 万 9,000 円が載っておりますが。これはシステムのソフトウェア使用について、国の法律改正に伴う改正により新住基ネット改正の増額を見込んでおるようでございます。

これにつきまして、IT 化によるコスト減についての精算はされているかという意見が出ました。執行部の方から、計算はしていませんが、IT 化でなければ行政が進んでいかないと。事務はかなり簡素化になっていると思うと。専門職員を育てて庁内ですれば、委託先も外部発注にはならないと思うというような意見がありましたけど、役場の方からは、庁内育成よりも外部発注の方がコストが安くつくというような説明を受けております。

63 ページをお願い致します。

それで 13 節委託料ですが。これは 24 年度計画に基づいて、25 年度庁舎防災拠点の基本設計を委託する委託料であります。

65 ページ。

65 ページの 23 節ですが。230 万ですけど、これちょっと、償還金利子及び割引料の中で過誤納還付金というように載っておりましたんで問いますと、これは国の還付を受けたときに町税の方も払い戻しになるためのお金を組んでおるという説明がありました。

特に、住民の戸籍台帳の所では、予算のことよりも意見として出たのは原本の管理保管の倉庫が耐用年数が来ているのではないか。原本が駄目にならないようにすべきではないか。戸籍の原本はペーパーなので、紙なので、バックアップを取っているのかとか、戸籍謄本、住民台帳については厳重に保管が必要ではないかという意見が出来まして。それに対して、保管については新庁舎に合わせて耐火金庫を考えております。現在のもの

は20年以上は経過しておるというように。データのバックアップにつきましては拳ノ川でする予定で、作業は進めています。國の方針にも沿っての計画をやつておるようでございますと、そのような説明がありました。で、まあ國は、何か西の方のデータは東の方でバックアップする、東の方のデータは西の方でバックアップを整えていくというような方法でやつておるというような報告も付け加えてありました。

そして、次は消防費の方になります。

ほとんど皆さんは聞いておると思いますけど、まあ、13節委託料。ここでいろんな予算が組まれておりますけど、出た意見の方を言わさせてもらいます。いや、説明の方は金額的にはいろいろとお聞きになってると思いますので。

委員会の方では、高台移転とか、ことにつきまして24年の計画と言つておったが、早く土地利用を進めなければならぬのではないか。土地利用法が入つていれば良いのか、というような意見がありまして。高台移転は住民との話し合いをしなければならない。29年には土地利用に入つておるので推進計画に入るようになりますという、このような意見に対しての説明がありました。

ここでも、142ページになりますが。

補償金とかいうものは、先ほど補正の所でも言わせていただいたように22節の補償補填及び賠償金ですが、これについても先ほど言うたようなことでして。まあ、避難道の整備には基本は無償であるが、まあ、面積の多い方のためにこのように記載をしておると、計上しておるという説明あります。

171ページをお願い致します。

この公債費でございますが、前年度と比べて3.9パーセントの減、4,836万2,000円の減になっておりますけど。これにつきましても、主は24年度に繰上償還をしたことによります減であります。

利息の方につきましても、金利の高かった分の方を早めに償還したことによる減につながつておるというような説明を受けております。

また今度、元の10ページの方に返つてください。地方債の方です。

ここで、地方債だからといってあまりその議論はなかつたです。その大きな事業を取り組んでおりますのでどうしても起債は免れないことがありますので、そんなに大きな問題としては出てきませんでしたけど。

まあ、24年度の11億円の起債については、償還時には交付税で70パーセント参入になるという説明と。借り入れについては償還が10年ないし15年で借りておりまして、利息が約1パーセントを推移しているということで。まあ、水道なんかの長期借入の場合は、30年償還の場合は1.5パーセント利息と、まあそのように聞いております。

それに基づきまして、この25年度の黒潮町一般会計予算書につきましても可決するものと決しました。

議案第95号、平成25年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてですが。

これにつきましても、町長はじめ一般職員の給料を一括して集中して管理してることで、主立ったものはありませんでしたけど。その中で、まあ、再雇用とか再任用というようなこともありますので、そういうところで有資格者を人材派遣などで委託にしてはというような意見も一部ありましたけど、まあそういうことを付け加えておきます。

この予算については全員で可決しましたけど、まあ、委託という方法もあるんではないかなという。再任用でなくって、そういう者を雇うとか、どうしてもあれのときには雇うたらどうですかという意見がありましたけど、それについては明確な返答はもらっておりません。

次に、103号。これは若草色いうんですかね、これについてます。議案第103号は、平成25年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてであります。

これについては、6ページの方をお願い致します。

まあ、説明のところでもかなり詳しくやつていただいておりますので、あまりここで細かい数字を言うても意味がないかもしませんけど。

まあ、加入料無料になってどんなことだという意見がありました。それに対して、若干、少しあは増えているという答弁であります。

で、ここに挙げてる数字は見込みで挙げておるということで。この数字につきましても平成24年度の見込みとしてそれを繰り上げてますが、テレビで1,995契約になるように、インターネットで1,050を予定をしておって、現在、テレビの契約の方は1,994、インターネットが990を挙げておるということです。それで、分母を5,190戸で割りますと、テレビの方が38.4パーセント、そしてインターネットの加入率が19パーセントという報告であります。

ここで問題になったのが、少ないですけどもう既に滞納繰越分が出てきてるということで、ちょっと問題点はあるということに、出ました。どうしても、テレビにしろインターネットにしろ、お金が入らんنってからみ月目でストップする、その1、2の入ってない分がこのような形で計上されているという報告を受けております。それにつきまして、すべて口座引き落としではないんですかということで話しましたけど、どうしても中には口座は嫌という加入者がおるということですけど、まあ一応、口座が99パーセント。1パーセントあるかないかということですけど、一応そういう方もおいでるということで報告受けます。ただ、口座の方が落ちてないのか、入金がなかったかということまではお聞きしておりませんので。そのようにちょっとあれですけど、もう既にこのような、加入金にしても2件の加入金が入ってないとかいうことで出ております。

それと、やっぱり7ページになりますけど、一般会計からの繰入金。前年度からしても3,414万1,000円の増額。それから、基金からの繰り入れなんかも増額になっております。ああ、基金からも入ってきております。

そういうことでやはり、これからどうしても起債償還の関係がありますので、このケーブルいうか光ネットワークの分につきましては今以上の加入が伸びなかつた場合、今以上の一般財源等基金からの繰り入れが増額になってくると。償還期間中はどうしようもないというような話がありました。これは、まあそういうことを受けております。

問題としてやはり出てくるのが、9ページになります。

12節役務費の方になりますが、財産管理費の方の役務費。これには保守点検料1,605万3,000円、伝送路ですけど。これなんかでもすべて、とか、13節の委託料2,685万2,000円。法定点検とか施設点検とかを委託しちょうようですが。こういうものはすべて町外へ出るお金でして、NTT西日本 - 四国と契約をしておるようです。

この中で一番意見として出ましたが、この事業の中で情報を発信しておるけど、黒潮町の情報はあまりにも古いものが残つてると、意見がありました。データ通信にしろ、古いものが載り過ぎてる。それから、黒潮町へ来るためのマップを取つてみても、もう既に四万十町、西は津島まで高速が伸びてるにもかかわらず、いまだに久礼、いまだに宇和島。情報には賞味期限があるはずやから、いつまでもそのような古いものを載せていくことは、黒潮町の観光的なものを言えば看板であるから、早急にそういうものを整理して新しい情報を盛り込むように、早めにそういう整理をすべきではないかという意見がありました。

自主放送にしても、大概古いものが流れようよというような意見がありました。

そして、10ページの方をお願い致します。

2目通信サービス提供事業です。12節の役務費。これのお金なんかでも、ISP業務通信運搬費ということで載っておりますが。まああまり、私も横文字分かりませんけど。インターネットは。これはあくまでも上位プ

ロバイダーとの通信に対する契約であるということです。それでこれは、まあ以前聞いたときにはなかなか、契約が増えたらその分だけまた加算されていくということで、増えて収入があつてもこういう部分も増えてくるということのように報告を受けております。

まあ、このことにつきましても、まあ、一般会計からの多額の繰り入れについては問題だが、現時点では仕方のないことではなかろうかというような意見もありまして、まあ可決するものと決しました。

それと 106 号になりますけど、この幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について。258 ページになりますけど。

これも上位法の改正に伴う改正でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

その続きまして、議案第 107 号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更について。ページは 259 になりますが。

事業内容の変更に伴う文言の改正でありますということで。

それにつきましても、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして 108 号、260 ページになりますが、熊野浦辺地に係る総合整備計画の変更についてということで

すが。

これにつきましては、熊野浦の集会所移転に伴う事業計画であります。変更につきましては。

まあ、一般財源 3,000 万を挙げておりますけど、このうち辺地対策事業債を予定にしておりまして、償還時には 80 パーセントの交付金で税が算入されるというように説明を受けております。

これにつきましても、当然、海辺にある集会所を高台に上げることでありますので、これにつきましても可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、矢野昭三君。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

おはようございます。

産業建設常任委員会付託事項につきましてご報告を致します。

実はですね、書記不在でございまして、委員長が会の運営と書記と二役でございますので。しかも、録音機使っておりましたけんどね、昨日ちょうど使い過ぎまして働かんなりましたので、その旨ご了解をお願い致します。

3月 12 日、13 日に委員会を行いました。委員全員出席でございます。そして、執行機関は町長、それぞれ担当課長のご出席をいただいております。

まあ、全体としては町長の方から施政方針をいただいておりますので、既に皆さんご承知でございますので、至って順調に審査は進みました。

その中でですね、まず、この委員会審査報告書を最初に読み上げ致します。

平成 25 年 3 月 21 日、黒潮町議会議長様、産業建設常任委員長、矢野昭三。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。記、事件の番号、件名、審査の結果といきます。

議案第 69 号、黒潮町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について。審査の結果、原案可決でございます。

議案第 70 号、黒潮町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。原案可決でございます。

議案第 71 号、黒潮町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。原案可決でございます。

議案第 72 号、黒潮町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。原案可決でございます。

議案第 73 号、黒潮町営住宅の整備に関する条例の制定について。原案可決でございます。

議案第 74 号、黒潮町都市公園条例の制定について。原案可決でございます。

議案第 75 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。原案可決でございます。

議案第 84 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算について。原案可決でございます。

その 84 号のうちですね、歳入のうち 13 款、歳入 12 款、14 款、15 款、20 款、21 款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入。歳出のうち 5 款から 8 款、11 款。第 3 表、繰越明許費のうち 6 款、7 款、8 款は、先ほど申し上げたとおりでございます。原案可決でございます。

議案第 91 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について。原案可決でございます。

議案第 92 号、平成 25 年度黒潮町一般会計予算について。

歳入、12 款から 16 款、18 款、20 款、21 款のうち、産業建設常任委員会の所管する歳入歳出のうち、5 款から 8 款、11 款。第 2 表、債務負担行為のうち、産業建設常任委員会の所管する債務負担行為。原案可決でございます。

議案第 101 号、平成 25 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算について。原案可決でございます。

議案第 102 号、平成 25 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算について。原案可決でございます。

議案第 104 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計予算について。原案可決でございます。

議案第 105 号、黒潮町道の路線認定について。原案可決でございます。

議案第 109 号、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定について。原案可決でございます。

それとですね、補正 84 号は説明いただいたとおり、実績見込み、あるいは国の補正対応にかかわるものということでございましたが、すいません、ちょっと先へ飛ばします。

ただ、このすべて原案可決でございますが、少し上から概要をご報告致します。

議案第 69 号でございますが。

これは、提案理由の本会議の説明でもあったように新しく取り組むものでございまして、取り組みをしながら、改革、改善に取り組んでいくということでございまして。まあこれは、この事故。1 つ心配的な話やったのは、まあ事故あるときの対応をどうするかというようなことであろうかと思うんですが。これはまあ当然町の責任ではございますが、仕組みとしては保険制度に加入をしてですね、事故あるときに備えるということでございました。

それからですね、議案第 70 号、黒潮町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条

例の制定についてでございます。

これは地方分権改革の一環として、まあ従来、道路構造令があつてですね、その中で運用してきたものではございますが、まあ、その分権という大きな流れの中で、町として自分の所で基準を定めなさいよということになってまいりましたので、それについて行うものであるという話でございました。

それから、議案第 71 号、黒潮町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

まあこれも、制定理由は先ほどの場合と同じでございます。町で独自に決まりを作つて、町にふさわしい、この高齢者、障がい者に優しい施設を整備しますというものでございました。

それから、議案第 72 号、黒潮町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

これも同じことでございます。地方分権絡みで、町としてその仕組みを、規則を作つていくという。まあ、これは条例でございますけれども、町としての決まりを作つていくということでございます。

それから、議案第 73 号、黒潮町営住宅の整備に関する条例の制定について。

これも分権絡みでございます。今までなかつた駐車場。住宅に駐車場を備えるというような文言を加えていくということで、まあ町民の利便性をそこに図つていくということでございました。

それからですね、議案第 74 号、黒潮町都市公園条例の制定について。

これも分権法絡みでございます。その町にふさわしいまちづくりをするために進めるわけでございますが。この公園につきましては、森下室長の方から話があつたがは、第 74 号、第 75 号一括の説明でございましたので、まあ両方にかかわっておりますので、都市公園の方へ組み換えてまいる公園はですね、一応、交付税対象になるんだと。基準財政需要額という、まあ交付税法上の決まりがあるわけでございますが。その中に組み入れていって、交付税をもらう要件を整えることによって財政的に助かっていくと。ただ、そういうふうにやつていくと、今度外すときになかなか外しにくいと。外せれんとかいう問題が発生するということでございました。

それからですね、議案第 75 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

これが、先ほど言いました交付税措置との関係が出てくるわけでございます。

それからですね、議案第 84 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算補正第 5 号についてでございますが。

これは、全体としては町長から説明もあったように、まあ実績見込みを予算化、減額したものが大部分でございます。

まあ、あまり際立った大きなものはございませんが、産業推進費の中で三セクの部分が予算化しておつたものをですね、減額ということで出ておるんですが。これは、既にお金を 5,000 万以上投資しておるものについて、県のその産振計画の承認をいただかないかんけれども、これについては、まあ一度出すとあとやり直しが利かない。まあ結局、実績を引っ提げて申請するようにしないといけないというお話をございまして、その体力をつける必要があるので、この 24 年度ではですね出さない。よつて、ここにその減額をするものであるということでございました。

あとはですね、都市整備環境の所で委託料と、それから、がございますか。これも最初に本会議場で確か説明あつたと思うんですが、城山地区の宅地整備、それから都市防災で、芝町道の実施設計。避難道路の早咲のマンションからですね、その山手へかけての道を測試を入れるということでございました。

それから公有財産につきましては、まあ、用地が足踏み状態にあるのでその点については減額し、城山の方で宅地造成の方の用地へ力を入れていくと。そのようなお話をございました。

それからですね、歳入の方では、使用料減額については条例改正によって減額するものと、それから経営的

に厳しいというところから減額したものがございました。

それからですね、前後して申し訳ございませんが、農林水産関係では新規就農の減少とか、それから予冷庫、ミョウガインジェクトの不用分について減額とかいうような報告がございました。

そういうことでですね、あと農地費の方では、これは減額ございますが、先やりいいますか、リーダーいいますか、そういったのが不足していたということで、なかなかよう取り組まなかつたいう部分もございます。

以上、補正についてはこの程度で終わりたいと思います。

それから、議案第 91 号の平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についても、まあ、実績見込みというようなお話をございました。

それから、議案第 92 号の平成 25 年度黒潮町一般会計予算について少しご報告致しますが。

この部分のやりとりが、全く機械が使えなくなりましたので、手元で私が控えましたところで報告をさせていただきます。

これは、町長が施政方針を最初にされておりますので、それをまあ熟読していただければほとんど分かるところでございますが、一応お役目柄、報告を致します。

全体的には、例年やっておる事業を継続していくものと、それから新たな分野がございますが。まず、その雇用についてはですね、前向きないいりますか、積極的に取り組みをしていただいておりますので、その点については安心いいりますか、ほっとしておる部分もございます。

5 款のその労働費でございます。この中で、5 款の、100 ページですかね。これは地域雇用促進事業。まあ賃金を計上してございますが、これも国の制度を活用してですね、ここに直接町の方が雇用するということで計上していただいております。

それから、雇用対策基金ですか。これにも賃金としてですね 1,937 万 2,000 円計上していただいておりますが。これらもそこに、予算の説明にございますように、そういったところでやっていただけでおると。

それから、102 ページの委託料。委託料についてはですね、これはその上からずっと項目ございますが、その中で、起業支援型地域雇用創造事業委託。これがちょっと分かりにくかったのでお話を伺いますと、砂浜美術館による町内物産の通販による販売促進に力を入れると。それから、土佐佐賀産直組合による品質向上対策に力を入れる。それからもう 1 つは、森下商店さんによる加工商品を全国販売に力を入れていくと。まあ、そういうことへ予算を振り向けていくということでございます。

それからあと、その補助金関係、102 ページの 19 節の関係でございますが。これらは高知県産業振興推進ふるさと雇用事業の中でですねこれを取り組んでいくということでございまして、まあ、雇用対策についても一定の効果が見られるであろうというようなことでございました。

それとですね、110 ページの産業振興推進総合事業。これはね、そのまま三角の 7,700 万ということになつてございまして、これは一応計上していないが、123 ページ、新産業創造事業いうものがここへ挙がってきまして。これは、もともと合併前も後も働く場の確保。一番、住民が求めておる、そのアンケート調査の中でも挙がっておりますし、総合振興計画の中でも一番最初に言っておる雇用の問題、対策でございます。その雇用を吸収していくために、そういう事業に取り組んでいきたいと。中身につきましては、先の議員協議会でご説明をいたいただいておりますので詳細ご承知のことと思いますが。ここへ予算計上しですね、今年はその仕事対策に積極的に取り組んでいくというものでございます。

以下はですね、例年どおり組んでおるものでございまして、避難道路については、まあ意見としては早く完成しなさいと。あるいは、早くやってくださいよということですね、この予算の中でもちょっと出てきたんですけど、この新事業についてはですね、特産協もまだそこに存在しておるわけでございますので、新しい事

業を展開するについてはですね、この特産協とも十分協議してですねいかなければならないということの意見もございました。

それから次、101号に移ります。

101号については、平成25年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてでございましたが、特段の意見はございませんが、その経営については調査をするということに先になっておりましたので、現在その施設の状況、それから今後はですね、繰り越しに入っていますけど、次に経営がどうなっていくのかというような調査を入れるということで繰越予算の方へ入っておりますが。そういうたった検査結果が出てないので、今はまあ、その調査結果待ちということでございました。

それから102号ですね。平成25年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算については、特ございませんでした。最適調査というものは、この漁業集落についてはございません。

それからですね、議案第104号、平成25年度黒潮町水道事業特別会計予算についてでございます。

これも予算の中にある分野を執行していくということでございますが、まあ、地震に備えてですね、タンク。青少年の家の所にあるタンクが甚だ心配なというご説明もございました。

それからですね、議案第105号、黒潮町道の路線認定について。

これも避難道路でございますので、その避難道路を一定説明材料として、まあ図面で位置を示さしていただいたんだけど、まあそのまま、全くそこということではない、その付近で避難道路を開設するんだということでございました。

それからですね、議案第109号、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定についてでございますが。

基本的には原案可決でございますが、ただ、中に意見などがございましたので、ご報告させていただきます。

まあ原則、条例上は公募ということになっておるので、それをしない場合についての手続きの問題でございますが。やはり、それをしないだけの理由に当たる部分を十分説明していただきたいということでございました。まあ、これは設立当時から、それぞれ皆さん関係者がご苦労されて、まあ、黒字体質の中でこんなに今まで頑張ってきておるということは認めています。が、それはそれとして、公募していただく方がそういったことを皆さんに知っていただき、応募者がおってもその決定権は町にあるんだと。つまり、今までの実績を覆すようなものがあれば別として、そういう実績が挙がっておるということであれば別に心配することもなく、公募した方が皆さんよく分かるんじゃないかなあというようなご意見がございましたので、ご報告させていただくわけでございます。

もう一方の意見としては、経営についてはさまざまな努力をせないかんし、さまざまな手法もあるし、そういうノウハウなんかの蓄積された部分もあるので、条例がそうであるからといって一気に公募というような形に持っていく分については、これはいかがなものかと。企業を育てないかんという方の観点から見た場合には、そういう公募によらないという手法も当然あってもいいのではないかという、そういう意見もございましたので、一応ここでご報告をさせていただきます。

一応、私の委員会に与えられました議案についての報告は以上で終わらせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、10時45分まで休憩します。

休憩 10時 27分

再開 10時 45分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長報告を続けます。

次に、教育厚生常任委員長、宮地葉子さん。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

それでは最後の、教育厚生常任委員会の報告を致します。

教育厚生常任委員会に付託されました議案について審査の結果、付託されました議案は26議案です。議案は付託表でご確認ください。

教育厚生常任委員会に付託されました全議案は可決になっております。

それでは報告内容に入ります。

去る3月12日午前9時より午後4時半までと、13日午前9時より12時までの2日間、常任委員5名全員出席の上、議員控室において、各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め、慎重に審査を致しました。また、14日には視察に行ってきましたので、後から付け加えます。

審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいかなくとも、委員より質問が出され内容がより深められた主なものや、委員から出された提案なども含めて報告致します。内容によっては本会議と重複する点もあるかと思いますが、ご了承ください。

なお、今議会に出された条例で、地域主権改革一括法に基づいた条例の改正は、本議会の説明以上にもう付け加える内容はありませんでしたので、詳しい報告そのものを省きます。

それでは、具体的に入っていきます。

議案第66号、67号は省きます。

議案第68号に入ります。議案書の21ページを開けてください。

黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所医師住宅の設置及び管理に関する条例の制定について。

これは条例そのものに問題があったわけではありませんが、本議会でも説明がありましたように、大月町の病院で長年勤務をされましたベテランのお医者さんが今回おいでになるということでした。佐賀地域は以前からですね、疋田先生によって地域医療をずっと続けてきた歴史がありますが、今後、この地域医療にも力を入れてもらえるんじゃないかななど。で、そういう医療も夢ではなくて、今後に期待ができるんじゃないかなという、委員から意見が出ておりました。今回、大塚課長も退職なさるそうですが、大塚課長の大きな置き土産になったのではないかと、そういう意見が出ておりました。

続きまして、議案76号に移ります。

黒潮町学校給食センター設置に関する条例の一部を改正する条例について。議案書は95ページです。

これは今回、私たちも視察に行ってきたんですけども、大方地域で給食センターができましたので、その条例を改正するもんなんですが。大方地域の学校給食センターは3月27日に完成するそうです。

それで、佐賀給食センターと大方給食センターが、学校の振り分けはどういうふうになるのかということで質問が議員から出まして、佐賀給食センターの方は南郷小学校から東の学校。佐賀中学校と6つの小学校分、

420 食分を賄うそうです。で、大方給食センターの方は、大方中学校と 3 つの小学校、530 食を賄うそうです。全部で 950 食です。

それから、ここは調理と配送が民間委託になりましたので、前の議会にですね、とにかく地元雇用に大きく力を入れてほしいという意見が出されました。それで、その地元雇用についてどういうふうになったかという意見が出まして、60 人の応募があったそうです。で、18 人の雇用の中で、新規採用は 13 人。全員、黒潮町からの方が採用になったということでした。

続きまして、議案第 77、78、79、それから 80、81 号、82 号は、大きな問題がありませんでしたので省きます。

議案第 84 号、補正予算に入ります。

この補正予算は決算見込みによるもので、全体的には大きく問題になったものはありませんでした。

3 款については問題がありません。

4 款について、ページ 46、47 ページを開けてください。

46 ページの 13 節委託料 1,277 万 7,000 円が減額になっておりますが、これはここに書かれてありますように予防接種の予算を取ってあったんですけども、この実績に基づいて減額になったものです。それでこれだけの数字が減額になるということは、予防接種をする人が少な過ぎるんじゃないかな、少々心配じゃないかという意見が出されました。

それについて課長の方からですね、まあ、忙しいということもありますし、主に小さなお子さんの予防接種ですので、その 1 つの予防接種に何回か、数回しなきやならない。1 年後にするとか、半年後にするとかですね、そういう予防接種もあります。小ちやな赤ちゃんなんかですね、そのときにまあ体調が良くないと。そういうこともあって、まあ受けれないこともあったんじゃないかな。課長の方から、そういう話がありました。

続きまして 47 ページ。

20 節の扶助費ですが、下の所にですね、小学児童医療費助成 600 万、中学児童医療費助成 300 万の減額になっております。これは、医療費無料化を今年度実施したんですけども、1 年間の年間予算を組んでいて、実施は 10 月からのスタートでしたので、6 カ月分、その分が予算上減額になりました。

衛生費はこれで終わります。

次、10 款の教育費に入ります。ページ、63 ページを開けてください。

15 節の工事請負費。その中ですね、三浦小学校校舎太陽光発電設備整備工事 1,080 万円の減額になっております。これは入札減だということで本会議で説明がありましたけども。この工事はですね、最初は 3,000 万の予算を組んでいたんじゃないかな。入札で 3 分の 1 落ちるっていうことは、予算の組み方はどうだったんだろうかという意見が出されました。

それで、こういうものはなかなか難しいと。予算組むのがですね。そういうところにあって、予算の組み方そのものには問題はなかったということです。

この太陽光発電は、災害時にはどうかという意見が出されて、災害時に一晩はですね、一応持つという説明がありました。

これで 84 号は終わります。

次、議案第 85 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について。

ページ、6 ページを開けてください。

歳入の所ですね、貸付金戻入というどこがありまして、これは貸付金戻入滞納繰越分が 30 万円入っておりまます。これ自体は大きな問題ではないんですけども、この奨学金にやはり滞納があるということ自体は問題があ

るんじゃないかなということで本会議でも出されました。本会議の説明でも、まあ連帯保証人の方にもその話をして、少しずつでも返してもらっているという方向をまあ言っておりました。

それで委員の中からですね、これはもう借りる本人自身が返還をする。そういう自覚をさせることが大事ではないか。これが教育ではないかという意見が出まして。それで、借りる本人がですね、借りる本人に教育委員会が一人一人面接をしたらどうかというような話も出たんですが、それはちょっと難しいと言っておりました。それで自覚を持ってもらうためにはですね、申込書に本人の自筆でまあ署名をさしたらどうか。親がもう知らない間にということはないんですけど、親がそのまま書くんじゃなくて、本人にもそういう自覚を持って、必ず借りたものを返さなきゃいけないんだという、そういう教育的な見地からもお願いたいと、そういう話が委員から出ておりました。

これで 85 号は終わります。

次、議案第 87 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について。

これは決算見込みによるものと、決算見込みの確定によるものですので大きく問題はないんですけど、ないことはないんですが。国保会計が赤字で、本議会でも問題になりました。結局ですね、決算見込みで 1 億 1,900 万円の赤字になる見込みだということです。

それで、どんどんこういう赤字額があま増えていってのをどうするかということがやっぱり委員会でも問題になりましたが、国保会計っていうのは、言えば最後のセーフティーネットで、収入が一番あって、元気でもりもり働けるときは国保じゃないわけですね。そういうときには病気もしないんですけども、歳を取ってきて、年金暮らしになって、だんだん病気にかかるころには国保に入る。または、低所得者層、どこにも入れない人が国保に入ってるわけですね。また、一次産業の方も国保ですけども。そういう人たちに税をどんどん上げていく、それ自体もまた大変ではないか。しかし、今の国保財政は赤字である。じゃあ、どうしなきゃいけないかということですね。1 つは、まあ国の方の制度がそのものが問題だから、そういうことも意見も挙げていかなきゃならないけども、委員会としてはですね、結論は出ませんでした。

それで、納入率はどうですかということでは 94.64 パーセントで、県下では 17 位だそうです。国保会計は今後も問題になると思いますので、ぜひ皆さん、一般質問なんかで内容を深めていってほしいと思います。

委員会としては結論は出ず、難しい問題だというところで終わっております。

87 号はこれで終わります。

議案第 88 号、89 号、90 号は、特別問題がありませんでしたので飛ばします。

議案第 92 号、一般会計予算に入ります。

平成 25 年度黒潮町一般会計予算について、3 款、4 款、10 款と、歳入のそれに関係した所です。

最初にですね 82 ページ、お開けください。3 款の民生費について。

2 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費の一番下のですね、負担金補助及び交付金の一番下の欄に、中山間地域介護サービス確保対策事業という所で 263 万 8,000 円が挙げられております。これは新しい事業だということが本会議でも説明がありました。介護サービスを受ける方が、その事業所から遠くに住んでる方。その場合はですね、事業所がですね遠いのでヘルパーさんの派遣が難しいということになりますと介護を受ける方の公平性が保たないので、そのサービスの公平性を保つために事業所へ、遠い場合ですね。事業所へ割増しの料金を補助するものです。

続きまして、92 ページを開けてください。

92 ページのですね、13 節委託料。委託料の中の下の端ですね、ABI 検査 40 万と出ております。これは動脈硬化を測る検査だそうです。この機械がですね、拳ノ川診療所にはあるんだそうです。それで、今回先生も新

しくお見えになつたし、拳ノ川診療所を何とか皆さんにねもっと利用していただけるためにこの機会を活用したらどうだろかということで、100人限定でテスト的に無料で動脈硬化の検査をしてくれるそうです。これが始まりましたら、ぜひ町民の皆さんにまた教えてあげていただきたいと思います。

続きまして、94ページを開けてください。

94ページ、20節扶助費ですね、下から3番目ぐらい。小中学生医療費助成ですね、1,500万。これは補正でも言いましたけども、小学生、それから中学生、医療費が無料化になりましたので、これの予算です。小学生は540名分、中学生は320名分の予算を挙げております。

続きまして97ページをお開けください。

4款衛生費の所で、19節負担金補助及び交付金の中で、97ページの一番上の欄ですが補助交付金。合併浄化槽設置整備事業補助金1,364万4,000円です。これは毎年、合併浄化槽を整備するのに補助をしておりますが、今度は5人槽が17基、7人槽が18基、10人槽が1基。これを予定しているそうです。もう受付けを開始してるので、また住民の方にもお知らせしてあげてください。

続きまして、教育費に移ります。166ページをお開けください。

19節負担金補助及び交付金ですね、真ん中よりちょっと下になりますが、まちおこし事業費補助金、アクアスロンとあります、195万円計上されております。

アクアスロンは今年第20回を迎えるそうなので、特別な事業を組んでトッププロを呼ぶんだそうです。それで、例年より50万円の予算を増額してます。

それで、この中でですね意見が出されたのは、アクアスロンと、それからはだしマラソンもそうなんですかとも、ボランティアの方に大変お世話になって事業をしてるんですけども、その方たちがもうだんだん高齢化をして大変だという声が出てるんじゃないかなと。それから、これは町にお金が落ちているんだろうかという意見が出ました。アクアスロンの場合は前夜祭をするので、前夜祭だと、翌日走ったり何だりしなきやいけませんから、大いに食べて大いに飲んでというわけにいかないので、お金が落ちにくいくらいじゃないかという意見が出たんですが。アクアスロンの終わる時間が割と早い時間なので、その後に祭りを催すと。後夜祭といいますかね。それを催すのはちょっと難しいんじゃないかなというような、執行部からありました。

そしてですね、このアクアスロンも、それからはだしマラソンもそうんですけども、これは地域おこし、町おこしの一環として今やっておりますけども、もう教育費の中に、10款の中に組み込むんじゃなくて、産業推進室で事業として、広くですね、どのように地域を活性化していくかとか、そういうふうにして取り組んだ方がいいのではないかという意見が出ましたので、執行部の方でぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、168ページお開けください。

12節役務費ですね、一番上の段の下から2段目、食材検査料が52万7,000円挙がっております。これは放射能測定をやることになりましたので、今年度の分。月2回やりますよね。その分の予算です。月2回委託するものです。

それで、放射能は今まで検出されておりません。大変、検査をしていい方向が出ております。これは内容としては、ホームページで公開しているそうです。

歳入の方については、主に大きな問題はありませんでした。

これで92号を終わります。

議案第93号は、新たな貸し付けがありません。返金だけの事業ですので、問題はありません。

議案第94号、平成25年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について。

6ページをお開けください。宮川奨学資金の6ページです。

貸付金戻入の所へですね、1,566万7,000円が組まれております。これは返還対象者ですが、高校生が24人、大学生が73人で、計97人の人を計上しております。まあ滞納がないように、そして教育的見地からもですね、本人に自覚してもらうようにということは、先ほど補正の方で言ったことです。

これで94号を終わります。

次、96号に移ります。

平成25年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。

国保会計についても補正でも言いましたけども、これはやはり国保会計が赤字なので、その問題としては今回2.6パーセント増になっているということでした。

執行部の方からですね、まあこれだけ赤字だったら、もう町民に負担をお願いしなきゃならなくなるんじやないかということで、増税と、また繰り入れとセットで協議することが基本に進めていきたいという話が出されました。

それで委員の方からはですね、これ以上の値上げは困難ではないかと、そういうような意見も出ております。補正の方で言いましたけど、なかなか委員会としては結論は出しておりません。

96号を終わります。

次、97号に移ります。

平成25年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について。

これは保険給付費の増額を見込んだ予算になっておりますが、ページ、17ページを開けてください。

2款の保険給付費のですね、1項1目、介護サービス等給付費で4,716万3,000円が前年度と比較しまして増えておりますが、これはシーサイドホームが今年7月にオープンするそうです。それで、大変町民からの希望の多いですねショートステイを、今の10床からもう10床増やして20床にすると。それから部屋をユニット化して、つまり個室化みたいになるそうですが。このようにするので、負担金が増えるための予算だという説明を受けました。

内容的に大きな問題があったわけではありません。

議案98号、99号、100号については大きく問題がなく、説明を省きます。

では、議案110号にいきます。また議案書の方に戻ってください。ページは263ページです。

議案第110号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定について。

この大方あかつき館のですね、これは今回、経費の節減とサービスの向上を図るということで民間委託になったんですけども、実際に経費が節減になるのかと、節約になるのかという意見、委員から質問が出まして。年間、大体140万ぐらいは少なくなるということです。それからサービスの向上という点では、25年度は運営方針は特に変わらない。でも、この25年度中に新たなサービスを考えるということでした。

それから1つサービスとしてですね、今、休館日が佐賀の図書館と大方の図書館とは別々になっておりますので、その休館日を統一して木曜日にするそうです。木曜日に統一するということです。

それから、委員から要望として出たんですが、せっかくサービス向上するということだから、5月の連休に開けることはできないだろうかということが出ました。というのはですね、5月の連休は、はだしマラソン、Tシャツアート展があって県外からのお客さんがたくさん見えるんですけども、あかつき館に行ってみたら、上林暁館を見たいなと思って行ったら閉まってたと。で、そういうことではやっぱりいけないので、ぜひこれを開けてほしいということで、教育委員会の方からはその旨を関係者に伝えておきますということでした。

これで110号を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についてです。

これは本会議でも質問が出ましたけども、どうしてここだけ公募したんだということでしたが。説明ではですね、前回も原則にのつとて、原則公募ですから。原則にのつとて公募してるので、今回も原則どおり公募をしたものと、そういう説明がありました。

これで教育厚生常任委員会の報告を終わります。

それからもう 1 つ、視察のだけ言ってもよろしいですか。

教育厚生常任委員会では、先ほどもいましたが 3 月 14 日の午後ですね、完成間近の給食センターを視察研修に行きました。場所は大方中学校のグラウンドに建てられております。

教育長、教育次長、職員 2 名の方と、業者の方の案内で中を見せていただきました。

まずはですね、すべての食材が安全に調理されるように、また調理をした後も雑菌が入らないなどの注意がですね、子どもたちに安全な食べ物を与えるための設備と配慮が厳し過ぎるぐらいきちっと整えられておりました。

それからですね、500 食以上をですね、数種類の献立で限られた時間内に作るために効率性も考えられておりました。ご飯の釜は、もう引き出し式な所に釜を入れてですね、場所を取らないで一度に 200 食とか 300 食炊けるようになっておりまし、魚の切り身はですね、一度に 200 切れが焼けるような機械とか。それから、炒め物や汁物を作る大きな釜などなどが整えられて、器具はすべてさびないステンレスで作られておりました。

実際の給食が始まると、今度は子どもたちの給食風景を視察しながら一緒に給食を食べてくださいと言われました。ぜひ、次の教育厚生委員会で視察してあげてください。

これで教育厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 59 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、黒潮町財政支援事業基金条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、黒潮町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 64 号の討論を終わります。

次に、議案第 65 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、黒潮町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所医師住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、黒潮町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、黒潮町営住宅の整備に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、黒潮町都市公園条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町学校給食センター設置に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります

次に、議案第 80 号、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町心身障がい児（者）福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 5 号）についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、平成 25 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、平成 25 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、平成 25 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 25 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 25 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、平成 25 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、黒潮町道の路線認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

次に、議案第 106 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第106号の討論を終わります。

次に、議案第107号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第107号の討論を終わります。

次に、議案第108号、熊野浦辺地に係る総合整備計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第108号の討論を終わります。

次に、議案第109号、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

反対討論でいいんですよね、最初。

議長(山本久夫君)

そうです。

6番(宮地葉子さん)

私はですね、この指定管理者になる有限会社ビオスさんが不適切だとか、そういうことを言って反対しているわけではありません。

これは質疑のときにも私は言いましたけども、やはり指定管理者は、まあ原則公募によるということなんですが、この施設はですね、営利事業ですね、利益を生む事業です。そして、この事業所はですね、町民の税金を5,000万、県の税金を5,000万、1億円を使った町民の財産なんですよね。そこで利益を生む団体が、いつも公募なしで、もう既得権益のようにですね進んでやられていくということは、町民にとってはやはり不公平感があると思うんです。

実際、公募をしてもですね、先ほどの委員長報告にもありましたけども、経営に大変努力をされているということで、またノウハウも持っているということで、ここがなる可能性が高いと思うんですが。やはり町民の税金で作られた財産で、町民の施設としてあるものですね、しかも利益が挙がる事業ですので、やはり公募をして、公平に住民の中に募っていくと。そういうふうにしないと、住民からはですね特別な人がいい思いをしてるというふうに取られますと、この施設は住民に愛されなきやいけない施設ですし、町民から、もちろん町民の雇用があって、みんなの拠点施設になるとかね、そういう地域活性化につなげるとかいう目的を持っておりましたので、これがずっといつも公募なしと、一部の人のお店ということではね、やはりいけないんじゃないかなと思って。

やはりそこに議会としてはですね、チェックを入れていくべきじゃないかという立場で反対致します。

議長(山本久夫君)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 109 号の討論を終わります。

次に、議案第 110 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

私、賛成討論なんんですけど、反対討論。

議長 (山本久夫君)

ちょっとお座りください。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

坂本さん。

4 番 (坂本あやさん)

この 111 号の、佐賀の児童館の指定管理者制度についての認定については、私、賛成でございます。

はらからさんが長年ここの施設に対しては指定管理を行っていらっしゃいますし、その実績や、それからそこで雇用されてる皆さんの努力というのも知っておりますので、私はこの施設を、今回、はらからさんが指定管理になってお受けになって、それから地域のさまざまな事業にですね今後ともご尽力いただきたいと思って賛成をしております。

ただ、この指定管理の公募については、先ほど公募をやっぱしなければいけないんじゃないのかというようなご意見もありましたけれども、私は慎重に考えるべきではないかというふうに思っています。

というのは、原則どこも、どの指定管理者制度についても、原則はまあ公募をするべきということはあるわけですけれども、その公募によらない場合も認められているというその部分がなぜかということをやっぱり考えなければいけないのではないかと思っています。

指定管理者制度が導入されたときにはですね、やはり、なかなか不備な部分があるよねという指摘もたくさんありましたが、まあ、町が指定管理に造った施設を直営でやるのか、もう指定管理者に出すのかという 2 つの選択肢しかなくなってきておりますので、どうしても指定管理者制度の、民間がやる場合はですよね、指定管理者制度に移行していくというところが今の全体的の流れですので、そのことについて疑義を申し上げるわけではないのですけれども。

指定管理者制度を導入して、それから運営をしているその施設の運営者の方々にとってみるとですね、いろいろなケースはあると思うんですが、その施設を運営するに当たっての知的財産の発生や、それからいろんな形で、まあ予算なんかにも出てきますけど、何かものが、町が作った、導入した財産がですね、町財産が壊れ

たときには、指定管理者と案分して直したりとかですね、そこに指定管理者の財産が発生したりとかいうような、さまざまな問題が出てまいります。それは、たった1年、2年、3年というだけの運営であってもですね、その中にはそれぞれの財産が生じたり。それから、もし3年間で指定管理が取り消された場合には、まあ、そこが運営ができなくなったりとか、何か問題があつて取り消されるというような場合であれば仕方がないと思うんですが、健全に運営され、それから目的を達成しながら運営している所がですね、3年間で指定の時期が過ぎたので、じゃあ次は新しい人を入れて募集を掛けましょうとしたときにですね、本当に有効に働くのかどうかというところをですねやはり考えて、指定管理者を募集するのか、それとも継続して指定管理を指定するのかということを考えなければいけないと私は思います。

ですから今回、このはらからさんの場合は応募があったということでございました。ただ、それは町外だったのでお断りになったということですけれども。本来はどういう所の方であれ、その募集に応募する権利はあるわけですが、それをやはり平等な立場で判断できる土壤があつてこそ、指定管理者の募集をするべきだと思います。やはり、今やっている方々が何らかの理由によって、これ以上経営ができないとか、それから運営が難しくなったとか、そういう事情がおありのときには新しい指定管理者を募集するということもしなければなりませんけれども、運営に非もなく、それから順調に地域の方々の雇用や、それから種々事業に対して真摯（しんし）に取り組んでいただいている所であればですね、私は公募によらない指定管理の指定があつても良かったのではないかと思っております。

ですから、これからもはらからさんにはですね頑張っていただきたいという思いで、この議案に賛成を致します。

議長（山本久夫君）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第111号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第59号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、黒潮町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、黒潮町財政支援事業基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、黒潮町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、黒潮町国民健康保険診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、国民健康保険拳ノ川診療所に勤務する医師の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、黒潮町国民健康保険拳ノ川診療所医師住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、黒潮町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、黒潮町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、黒潮町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号、黒潮町営住宅の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、黒潮町都市公園条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、黒潮町公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町学校給食センター設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、黒潮町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおりに可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町在宅介護手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町心身障がい児（者）福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 5 号）についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、平成 24 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、平成 24 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、平成 24 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、平成 24 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、平成 24 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、平成 25 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、平成 25 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号、平成 25 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号、平成 25 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号、平成 25 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり **決定（可決）** されました。

次に、議案第 98 号、平成 25 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、平成 25 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、平成 25 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 101 号、平成 25 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、平成 25 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、平成 25 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、平成 25 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、黒潮町道の路線認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 106 号、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、こうち人づくり広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 108 号、熊野浦辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 108 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 109 号、黒潮町環境ふれあい交流施設ビオスおおがたに係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 109 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 110 号、大方あかつき館、黒潮町立大方図書館及び黒潮町立佐賀図書館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、黒潮町立佐賀児童館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 111 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

この際、13 時 30 分まで休憩します。

休憩 12 時 01 分

再開 13 時 30 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議員提出議案第 26 号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書についてから、議員提出議案第 28 号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書（案）についてまでを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 26 号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、森治史君。

11 番 (森 治史君)

これから始めますけど、その前に訂正とあれとをお願い致します。

一番最初の方のページの所で、配備直しになってます。そこに、見るという字を入れてください。配備見直しに訂正をしてください。

2 枚目の方の一番上の段でも同じように、配備直しになってますけど、これに見るを入れて、配備見直しに訂正をお願い致します。

昨年 4 月のとこから 11 段目、下へ 11 段目の所に、公と、となっておりますけど、このとをのに直していただきたいと思います。

それと、それからずっと行った所で、嶺北地方となる所が違う字が入っておりますので、これを嶺北というように訂正を求めます。

議員提出議案第 26 号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書を今から致します。

レジュメの方が入っておると思いますので、皆さんに。それを見てもらえば分かりますんですけど、まあ、読ませていただきます。

昨年 4 月、米海軍省と海兵隊は、MV22 航空機の海兵隊普天間飛行場配備および日本での運用にかんする環境報告書を発表し、その防衛庁は 6 月に受け入れを表明しました。

垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイは開発段階から事故が多発し、30 人以上の犠牲者を出すなど危険性の高い軍用機であり、日本の飛行機に必要とされるオートローテーションの機能を備わっていない。しかも米軍の訓練計画では、夜間も含め高度 60 メートルから 150 メートルの低空飛行訓練が予定されている。これらは人口密集地では 300 メートル以上、それ以外では 150 メートルと定められた日本航空法に違反するものである。沖縄普天間基地においては、沖縄県民総ぐるみで反対しているオスプレイの配備と訓練計画を容認することはできない。

高知県では、これまでに嶺北地方を中心に米軍機の低空飛行が繰り返されて、地域住民は騒音被害と墜落の恐怖にさらされてきた。1994 年 10 月には早明浦ダム湖に米軍機が墜落し、その危惧（きぐ）が現実のものとなつた。2011 年 10 月、嶺北でのヘリを伴う防災訓練中に米軍機が低空飛行で飛来し、ヘリと衝突寸前の事態が発生した。中山間地域では、緊急患者の命を守るための防災ヘリやドクターヘリは欠かせないものである。

米軍木の、ここもすいません。木じゃなくて、違う方の機に替えてください。

低空飛行の中止と訓練ルートの撤回を求める。

本議会は、政府に対しオスプレイの配備見直しと低空飛行訓練中止を米国政府に強く求めるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣、安倍。外務大臣、岸田。防衛大臣、小野寺。

平成 25 年 3 月 21 日、黒潮町議会。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第 26 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 26 号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第 26 号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 27 号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、小松孝年君。

1 番 (小松孝年君)

議員提出議案第 27 号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書について、会議規則第 13 号第 2 項の規定により提出致します。

内容はですね、ちょっと要点を申しますと、子ども・子育て関連 3 法を参議院によって可決されまして、新制度の施行を今目指しているところであります。

現在の保育制度と比較しまして、新制度は児童福祉法第 24 条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させ、子どもが受けける保育に格差を持ち込むものと言えると思います。保育制度の見直しに当たって、全国の自治体、議会、保育関係者から、子どもの保育を受ける権利の保障を据えるべきとの指摘があります。これによつて、待機児童の解消というふうにもなつてないということです。

子どもの権利を優先的に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任の下に保育制度の拡充が図られるように要望しているものです。

内容はですね、次に挙げてる 6 点についてです。ここを読み上げます。

児童福祉法 24 条において、保育を受ける子どもの権利を保障する行政責任に格差を生じることなく、市町村の保育実施責任ならびにすべての子どもの保育を受ける権利を明記し、市町村の保育実施義務を政省令に反映させること。

2 としまして、保育の必要性の認定については、これを見直すか、もしくはその認定においては子ども自身の保育の必要性を基本にする制度とすること。

3 として、保育時間については、子どもの生活および教育保障の観点から、子どもの立場に立つて適切な保育時間、短時間でも最低 8 時間を保障すべきこと。

保育にかかる基準は、子どもが保育を受けるすべての施設、事業で重要な点、面積基準、それから職員配置基準、安全基準については同じ基準とし、現状より向上させるべきこと。

5 点目が、正規、非正規の職員の待遇改善ができる仕組みを導入すること。

最後に 6 番目が、施設整備補助については維持、拡大すること。また、施設の建て替え、耐震対策に対応するため、現在の制度を守り、公立施設にも適用すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、女性活力・子育て支援担当、それから衆議院議長と参議院議長です。

以上です。

議長 (山本久夫君)

これで議員提出議案第 27 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 27 号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第 27 号の質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 28 号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提案者、池内弘道君。

13 番 (池内弘道君)

それでは、議員提出議案第 28 号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書についての提案趣旨説明を行いたいと思います。

意見書の方は議席に配布しているとおりでございますので、目を通していただきたいと思います。

この免税を求める意見書につきましては、今現在、軽油引取税の課税免除措置や農林業用の A 重油に対する特別措置が図られておりますが、この税制措置につきましては、定められた期限によって廃止される現状にあります。のことより、当町は基幹産業である一次産業、施設園芸をはじめ一本釣りカツオ漁など、燃油、特に A 重油、軽油などを使う産業が主であります。

昨年末以降、この A 重油、まあ燃油等もですが、価格が非常に急騰しており、またこれによる燃油を原料としている資材価格も上昇しております、燃油を使用している産業、一次産業の経営を非常に圧迫している状況であります。

今現在新政権になり、今後どのような動向になるかは定かではありません。が、円安が進むにつれ、まだまだ燃油の高騰は予想されます。このため一次産業、特に当町では農業、漁業者を守るため強く所得確保を図るため、次の事項を強く要望するものであります。

1 つ、燃油価格の急騰に対する緊急的な価格抑制措置を講じること。

2、軽油引取税における農林漁業用軽油免税制度について恒久化するとともに、免税対象を拡大すること。

3、農林漁業用 A 重油に対する石油、石炭税の免税、還付措置を恒久化し、生産コストの低減による農林漁業者の経営安定等を確実に担保すること。

4、地球温暖化対策につながる燃油消費量の削減については、農林漁業者の負担が一切増加しないよう、万全の措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出するものである。

平成 25 年 3 月 21 日。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三。外務大臣、麻生太郎。経済産業大臣、茂木敏光。農林水産大臣、林芳正。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

これで議員提出議案第 28 号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第 28 号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで議員提出議案第 28 号の質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行ないます。

初めに、議員提出議案第26号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第26号についての討論を終わります。

次に、議員提出議案第27号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第27号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第28号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第28号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第26号、米軍輸送機オスプレイの配備見直し及び低空飛行訓練の中止を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第27号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第28号、燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第3、黒潮町議会震災対策特別委員会委員長の報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

震災対策特別委員長、下村勝幸君。

震災対策特別委員長（下村勝幸君）

それでは、震災対策特別委員会の報告をさせていただきます。

本特別委員会では、1年9カ月にわたりまして黒潮町の震災対策をより強固なものとし、住民の生命および財産を守り、安全で安心なまちづくりを実現するために調査研究、ならびにその対策の検討を行ってまいりました。その内容につきましては、本報告書にすべてまとめてありますので、詳細につきましては後ほどそちらをご覧いただきたいと思います。

なお、別添資料と致しまして、高知県で過去に発生した地震、津波の状況なども古文書等の資料も含めましてまとめてありますので、併せてご確認いただきたいと思います。

本報告書は全26ページにわたっておりますので、それらを詳細をご報告するのは大変な時間かかりますので、私の所感、また委員会の中でいろいろと議論になった部分を特に中心にしながら、お話をさせていただきたいと思います。

さて、この特別委員会は平成23年6月17日に設置したわけですが、この特別委員会の立ち上げ当初、何から手を着ければよいのかと、委員長として相当悩みました。執行部の皆さんも戸惑われたように、考えるべき対策があまりにも膨大となり、どこから手を着けてよいのか分からぬのが実態であったと思います。

そのため、私委員長の方から、まずは震災のステージ、いわゆる震災前、震災直後、復興時、この3つのステージに分けて考えてみましょうと提案させていただきました。そう考えてみれば、当然のことながら震災前の対策から始めようということになり、まずは東北被災地の視察ができるだけ早い時期に実施しようということになりました。視察への出発日は7月9日であり、震災から数えると約4カ月後となっていました。

この視察は、当町始まって以来の過酷な視察となりました。現地に迷惑を掛けるわけにもいきませんので、片道約20時間を超える移動にはバスを利用し、往復移動時にバス内での車中泊をするというものでした。そのため参加者には、体力的に自信のない方や病気がちの方は辞退していただくなどの措置まで取りました。この視察には全議員の皆さんへの呼び掛けと、執行部からも総務課長をはじめ防災関係担当者にも呼び掛けを行い、参加していただきました。この結果、参加者全員が同じ時間に現地の状況を確認し、同じ空気、同じ風を受け、同じ体験を共有することができました。この体験が、その後の防災対策を検討する上での大きな礎になったと思います。

その後、懸案でありました新庁舎建て替え位置の問題についての調査を開始致しました。

具体的に申しますと、新庁舎位置につきましては外部の委員会を設け、1年以上の検討を重ねた結果、現庁舎東側という結論を得ていた矢先での大震災発生でしたので、議会としても大変難しい判断が迫られました。

本特別委員会での議論を行う中で、やはり実際に町民の皆さまの生の声をお聞きしようということで、津波で大きな被害が予想される、大方、佐賀両地区中心部の区長さんをはじめとする代表の方々、また防災関係者、オブザーバーとして執行部にもお集まりいただき、調査を行いました。さらに震災対策へのその後の状況等についても、何度も調査、確認を行ってまいりました。

委員の皆さんにおかれましては、特別委員会への積極的なご参加と活発なご議論に対しまして感謝申し上げます。そして、こうした活動により議会としての意見や見解をかなり早い時期に、ある一定の方向で統一することができ、新庁舎位置の変更や、執行部が対策を施すタイミングに合わせて、議会としてのバランスの取れた歩調を生み出すことができたと思います。皆さまから頂戴したさまざまのご意見につきましては本報告書に

詳しくまとめてありますので、これも後ほどご覧いただきたいと思います。

また、本特別委員会では、高知県での地震、津波対策の専門家であられます岡村眞特任教授に当町までご足労いただきまして、ご講演と、それまでの調査で生まれたさまざまな疑問点に対するお答えをいただきました。この場をお借りしまして、あらためてお礼申し上げます。

本特別委員会は2年間という期限を設けておりますので、このタイミングでのご報告としたものであります。が、今議会の一般質問で多くの議員の皆さんに取り上げられていたように、今後予想される南海トラフでの巨大地震への対策には終わりはありません。新想定を考えれば、むしろ今始まったばかりであると言つても過言ではないと思います。長い時間がかかるとも、黒潮町で掲げている、一人の犠牲者も出さないというこの大目標を胸に、我々議会、執行部、町民が一丸となれば、この難局は必ず乗り越えられるものと信じます。

今年の1月末にまとめられました、第2次黒潮町南海地震津波防災計画の基本的な考え方の中に15の指針がまとめられました。それらの指針に基づき、一つ一つを確実にこなしながら、予想最大津波高34メートルの町で犠牲者をゼロにする取り組みを今後も着実に進めていきましょう。

最後になりましたが、この調査研究、およびその対策の検討のためにご協力いただきました多くの町民の皆さん、執行部をはじめ行政関係者の皆さん、東日本大震災津波被災地の関係者の皆さん、岡村特任教授、国交省の皆さん、その他多くの関係者の皆さんには本当にお世話になりました。心からお礼申し上げます。

また議事録等をきちんと整理し、報告書をまとめるに当たり多大なご支援をいただきました酒井事務局長ならびに小橋事務局員にも、あらためてお礼申し上げます。

以上をもちまして、震災対策特別委員会の最終のご報告とさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで震災対策特別委員長の報告を終わります。

これから震災対策特別委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで震災対策特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

震災対策特別委員会委員長の報告に対する討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、震災対策特別委員長の報告に対する討論を終わります。

これから、採決を行います。

震災対策特別委員会委員長の報告についてを採決します。

震災対策特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

挙手全員です。

従って、震災対策特別委員長の報告のとおり可決されました。

従いまして、震災対策特別委員会の活動を終結することに決定されました。

これから、黒潮町農業委員会委員の推薦についてを議題としますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、池内弘道君は除斥の対象となりますので、池内弘道君の退場を求めます。

日程第4、黒潮町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会から農業委員会委員に池内弘道君を推薦したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、農業委員会委員に池内弘道君を推薦することに決定しました。

日程第4の審議が終了しましたので、池内弘道君の入場を許可します。

日程第5、黒潮町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会から農業委員会委員に矢野智子さんを推薦したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、農業委員会委員に矢野智子さんを推薦することに決定しました。

日程第6、黒潮町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

議会から農業委員会委員に金子孝子さんを推薦したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、農業委員会委員に金子孝子さんを推薦することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 13時 58分

再 開 14時 11分

副議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

震災対策特別委員長の報告書に誤りがありましたので、訂正を委員長から行います。

震災対策特別委員長。

震災対策特別委員長（下村勝幸君）

皆さん、誠に申し訳ございません。

報告書の中の、すいません、25ページ見ていただけますでしょうか。25ページ、よろしいでしょうか。

そのページのですね後ろの方になりますが、一番最後の行から6行上に上がったとこにですね、目標年次24年間とありますて、カッコで平成35年までとありますけど、これ平成ではなくてですね2035年までということです。すいません、その平成という言葉を2000という言葉に変えていただければありがたく思います。

それからですね、もう1点。

私、先ほどのですね報告の中で、岡村特任教授のことをですね、私は岡本特任教授という、大変失礼な間違いをしていましたようですので、そのことについてもですね、あらためましておわびとですね訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

副議長（小永正裕君）

これで震災対策特別委員長の発言を終わります。

それではこれから、議長の山本久夫君から議長の辞職願が提出されました。

この取り扱いを行うため、副議長が議長の職を行います。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第1号、日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議長辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第1号、日程第1として、直ちに議題とすることに決定致しました。

これから、議長辞職の件を議題としますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、山本久夫君は除斥の対象となりますので、山本君の退場を求めます。

追加議事日程第1号、日程第1、議長辞職の件を議題とします。

職員に議長からの辞職願を朗読させます。

酒井事務局長。

議会事務局長（酒井益利君）

それでは、辞職願を朗読を致します。

平成25年3月21日。

黒潮町議会副議長、小永正裕様。

黒潮町議会議長、山本久夫。

辞職願。

今般、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上です。

副議長（小永正裕君）

お諮りします。

山本久夫君の議長の辞職を許可することについて、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、山本久夫君の議長の辞職を許可することに決定致しました。

追加議事日程第1号、日程第1の審議が終了致しましたので、山本久夫君の入場を許可します。

山本久夫君は議席にお戻りください。

山本久夫君に申し上げます。議長の辞職は許可されましたので、報告しておきます。

ただ今、議長が欠けました。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加議事日程第2号、日程第1として、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙を日程に追加し、追加議事日程第2号、日程第1として、直ちに選挙を行うことに決定致しました。

追加議事日程第2号、日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は、投票によって行います。

議場の出入り口を閉じます。

ただ今の出席議員は、16人です。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に13番、池内弘道君、14番、濱村博君を指名します。

投票用紙を配布します。

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人、こちらへおいでてください。

異常ありませんか。

(異常なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

池内君、濱村君、前へおいでてください。

選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、山本久夫君、13票。森治史君、3票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。

従って、山本久夫君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今、議長に当選されました山本久夫君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の当選承諾およびあいさつをお願いします。

議長当選人（山本久夫君）

議員各自の皆さんには大変ご指示をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後はより一層言動を慎み、微力ではございますが議会発展のために努力してまいりたいと思います。
また執行部の皆さんにおかれましては、引き続き円滑な議会運営にご協力をよろしくお願ひします。
どうもありがとうございました。

(議場から拍手あり)

副議長（小永正裕君）

これで議長当選人の発言を終わります。

暫時休憩します。

休憩 14時 23分

再開 14時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議長を務めますので、よろしくお願ひ致します。

副議長の小永正裕君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第3号、日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、副議長辞職の件を日程に追加し、追加議事日程第3号、日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

これから、副議長辞職の件を議題としますが、この件につきましては地方自治法第117条の規定により、小永正裕君は除斥の対象となりますので、小永正裕君の退場を求める。

追加議事日程第3号、日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

職員に副議長からの辞職願を朗読させます。

酒井事務局長。

議会事務局長（酒井益利君）

それでは、辞職願を読み上げます。

平成25年3月21日。

黒潮町議会議長、山本久夫様。

黒潮町議会副議長、小永正裕。

辞職願。

今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

以上です。

議長（山本久夫君）

お諮りします。

小永正裕君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、小永正裕君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

追加議事日程第3号、日程第1の審議が終了しましたので、小永正裕君の入場を許可します。

小永正裕君は議席にお戻りください。

小永正裕君に申し上げます。副議長の辞職は許可されましたので、報告しておきます。

ただ今、副議長が欠けました。

お詫びします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加議事日程第4号、日程第1とし、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、副議長の選挙を日程に追加し、追加議事日程第4号、日程第1とし、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加議事日程第4号、日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、16人です。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に15番、小永正裕君、1番、小松孝年君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。異常ありませんか。

(異常なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

小松君、小永さん、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。

投票総数16票。

そのうち有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、下村勝幸君、10票。矢野昭三君、6票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。

従って、下村勝幸君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

ただ今、副議長に当選されました下村勝幸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の当選承諾およびあいさつをお願いします。

副議長当選人（下村勝幸君）

どうも皆さん、ご支持いただきましてありがとうございました。

ほんとに若輩な私ですのでどこまでできるか分かりませんけど、今後も黒潮町のほんとに発展できるようですね、精いっぱい尽力してまいりたいと思いますので、どうか今後ともよろしくお願ひ致します。

ありがとうございました。

（議場から拍手あり）

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休憩 14時 45分

再開 14時 47分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、副議長の選挙に伴い、また、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

副議長の下村勝幸君を15番に、小永正裕君を2番にそれぞれ変更します。

次に、議長の常任委員の就任については、黒潮町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長は常任委員に就任しないこととします。

日程第7、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定により、議員の派遣にかかる件については、皆さまの議席に配付しております。お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第8、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、皆さまの議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査をすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

諸行事を行います。

これから、3月31日で退職をされる執行部の方から、ごあいさつをいただきたいと思います。

まず最初に、松田農業振興課長、お願いします。

農業振興課長（松田二君）

それはですね、このようなですね場をせっかく設定してくれましたので、退職に当たりましてですね、私の方から一言、あいさつをさせていただきます。

私はですね、昭和47年ですね役場に勤務しだしてから41年間務めさせていただきました。その間、町民の皆さまにはですね、大変お世話になりました。

この41年間をですね振り返ってみると、まあ業務内容としまして、水道課、同和対策室も含めてですね、土木関係で29年間、また一次産業の農林漁業関係でですね12年間勤務する中で、まあこの仕事上においてですね、区長さんをはじめ各関係の皆さんにはですね大変お世話になりました、この場を借りてお礼を申し上げます。

また平成19年からはですね、課長職としてですね、その課長職務める上でですね、委員の皆さんには大変お世話になりました。口下手な、話し下手な私でしたけれども、その点ご理解いただいてですね、皆さんのおいう志に感謝を申し上げまして、簡単ですけれどもあいさつに代えさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

(議場から拍手あり)

議長（山本久夫君）

どうもありがとうございました。

次に、松本住民課長、お願いします。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、退職に当たりましてこのような機会をいただきましたので、一言ごあいさつさせていただきます。

私は昭和46年に採用されました。従いまして42年の勤続となり、これまでの人生の7割を役場とともに過ごしてきたわけでございます。

この間、町民の皆さまはもとより、周りの先輩、同僚、また職員の皆さんに支えられ、無事に退職のときを迎えることができました。

また、平成17年から8年間、課長職を務めさせていただいたわけでございますけれども、議会の皆さんには答弁も至らない点が多々ありご迷惑をお掛けしたにもかかわらず、議会の皆さんには寛容を賜り感謝申し上げるところでございます。

最後になりますが、皆さま方のご健勝とご活躍をお祈りするとともに、またIWKテレビをご覧の皆さんをはじめ、町民の皆さんのご健勝と今後の黒潮町のますますの発展を祈念致しまして、ごあいさつと致します。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

(議場から拍手あり)

議長（山本久夫君）

ありがとうございました。

次に、米津税務課長、お願いします。

税務課長（米津芳喜君）

失礼します。

一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、3月末で定年を迎えることになりました、税務課の米津です。

入庁後は町民課保健衛生係を振り出しに、42年間務めさせていただきました。その間は、特に先輩方々に温かいご指導をいただきまして、おかげさまで大過なく勤務することができましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

振り返りますと、入庁後の 42 年間は長いようであつという間に過ぎてしまったような気もしますが、部署が変わることに多くの町民と接する機会ができしたこと、さらに、平成の合併で黒潮町になってからは旧佐賀地域の方々とも知り合うことができ、最後は税務課でお世話になり、定年を迎えることになりました。長い歳月の数々の思い出もつかの間の出来事のように過ぎ去りましたが、これからは一町民として口湊川で趣味など楽しみながら、まあ晴耕雨読のような第二の人生を送ることができれば良いと思っています。今後ともよろしくお願ひ致します。

最後になりましたが、黒潮町のますますのご発展と皆さまのご多幸を祈念致しまして、あいさつに代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

(議場から拍手あり)

議長（山本久夫君）

ありがとうございました。

次に、大塚佐賀支所長兼地域住民課長、お願ひします。

佐賀支所長兼地域住民課長（大塚一福君）

高い席から失礼します。

終わってしまえば長いようで短かった 42 年間、大変皆さんにはお世話になりました。

この 42 年間の歩みを振り返ってみると、昭和 46 年の 4 月から旧佐賀町役場にお世話になり、当時、経営パイロット、果樹園開拓事業があったことから県幡多事務所に 1 年間出向し、勤務年数の大半を土木関係課でお世話になりました。

昭和 51 年には、東部地域の集中豪雨により 2 カ月間、日高村に災害復旧の測量設計に応援として、他市町村の職員とともに測量設計の技術測量で狂騒したことでした。

また、平成 10 年から 4 年間は教育委員会にお世話になり、日本一高い富士山に体験学習として小学生を 6 年間引率して、6 年間で 7 回という富士登山を経験したことでした。

そうしてこんにちに至り、課長職のあいさつのときに福祉に橋をという思いであいさつさせていただいたことですが、最後の最後になって拳ノ川診療所の医師確保に苦労しましたが、そのかいあって地域医療に精通した先生を迎えることができ、微力ではありますが福祉に橋が架けられたのではないかと自負しております。

こうして 42 年間の終止符を打つわけですが、大過なく終わることができたのも、職場、同僚の皆さん、こにおられる議員の皆さん、そして、地域の皆さんに助けられてここまで来ることができました。

最後になりますが、今後は地域に帰り、高校時代に学んだ趣味の農業を思い出しながらやっていきたいと思っておりますので、道行くときに見かけたら、おい、一福さん、気軽に声を掛けていただきたいと、かように思いますので、よろしくお願ひしまして、あいさつに代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(議場から拍手あり)

議長（山本久夫君）

どうもありがとうございました。

次に、松田総務課長、お願ひします。

総務課長（松田博和君）

それでは、退職に当たりごあいさつを申し上げたいと思います。

私は、今ありましたように昭和 46 年に大方町役場に採用になり、現在に至っております。この間、町民の

皆さん、議会の皆さんにはほんとにお世話になりました。ありがとうございました。

当時、国の政策は所得倍増論から第2次の全国総合計画ということで、社会にも活気があったように感じております。町の方と致しましては、この庁舎が出来上がったのが昭和45年8月でございます。それから昭和45年の10月に、くろしお鉄道が佐賀から中村まで開通致しました。そのようなときにですね、自分も高校生でしたので、少し汽車で通ったことを記憶に残っております。

入庁以来、大西町長まで9代、8名の町長に仕えることができました。

仕事の方では、南部地区の花卉（かき）団地造成や、国営、県営の農地開発事業、農業基盤整備、それから漁港の建設、1,800基に及びます墓地移転と、前半は主に事業畠を担当してまいりました。平成9年からは財務係に移りまして5年間、その後14年からはですね、4市町村の合併協議会の方に異動になり、4市町村の合併協議会では成就できませんでしたけれども、平成16年、大方町に帰って1年もたたないうちに、佐賀町との合併協議会に配属になりました。それで平成18年、合併により黒潮町が誕生致しました。黒潮町では企画振興課、まちづくり課、少しの間ですけれども佐賀の地域住民課、それから、大西町長が誕生してからは総務課ということになっております。職場では、上司、同僚、後輩に恵まれまして、楽しく充実した行政人生が送れたというふうに思っております。

この間の思い出と致しまして特に挙げますと、南部地区の花卉（かき）団地造成があります。この事業は、地域住民の皆さんや指導者に恵まれまして、日本農業の最高峰と言われております朝日農業賞の受賞も致しました。このとき、大きな事業を実施するには、天の時、地の利、人の和の大しさを教えていただきました。そのほかでは、合併協議会も大きな印象に残っております。

有名な言葉に、発つ鳥跡を濁さずとか、また、老兵は死なず、ただ去るのみというふうな言葉がございます。あえて一言、皆さま方にお願いを申し上げます。再度の政権交代、道州制、地方分権等々、大変難しい時代ですけれども、議会の皆さん、執行部の皆さんですね、健康で、人づくり、まちづくりに向かって建設的な議論をお願いしたいというふうに思います。そして、日本に誇れる、住んでみて良かったと振り返れる、ふるさと黒潮町をつくっていただきたいというふうに思います。

少し生意気なあいさつにはなりましたけれども、以上でですね、ごあいさつとさせていただきます。

長い間、本当にありがとうございました。

（議場から拍手あり）

議長（山本久夫君）

ありがとうございました。

長年にわたり行政の要職を務められ、町政発展のために尽力いただき、本当にありがとうございました。

退職された後も、引き続き後進の指導をお願い申し上げるとともに、どうか健康にはご留意され、お元気でご活躍ください。

どうもお疲れさまでございました。

（議場から拍手あり）

これで諸行事を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

平成25年3月第13回黒潮町議会定例会、誠にご苦労さまでございました。

また、本議会に提案させていただきましたすべての議案につきましてご可決をいただき、誠にありがとうございます。本議会でいただきましたご指導、ご助言を生かしながら、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいりたいと思います。

また、このたびあらためてご就任されました山本議長、ならびに新たにご就任されました下村副議長におかれましては、これまで同様、あるいはさらなるご尽力を賜りまして、黒潮町の発展にご尽力賜りますようよろしくお願い致します。

また、このたびご退任されました小永前副議長におかれましては、これまで大変お世話になりました。これまでのご尽力に心より敬意と感謝を表す次第でございます。今後とも引き続き、どうぞよろしくお願ひ致します。

それでは、本当にご苦労さまでございました。

議長（山本久夫君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成25年3月第13回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 15時 06分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 山本久夫

署名議員 森治之

署名議員 田中輝一郎